

適正な水道料金について

令和8年6月22日

長与町水道局

第3回 審議会の内容

1. これまでの振り返り

- 1) これまでの審議会での主な説明概要
- 2) 第2回審議会における主な質問・意見

2. 水道料金の現状について

- 1) 水道料金の類型
- 2) 現行料金体系
- 3) 県内の料金体系
- 4) R6年度使用水量の状況

3. 新料金体系について

- 1) 料金算定の基本的な考え方
- 2) 料金体系の設定
- 3) 料金体系の改定方針
- 4) 料金改定案



1. これまでの振り返り

1) これまでの審議会での主な説明概要

第1回

- ・ 水道事業概要
- ・ 公営企業会計について

料金収入の減少、水道施設の老朽化、今後の財政見通しを説明

2 水道事業の現状について

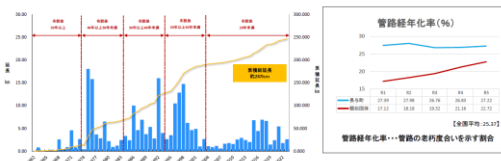
(1) 水需要の状況

少子高齢化による人口減少や節水機器の普及による節水型社会への移行に伴って、有収水量は減少傾向にあります。



ii) 管路の老朽化の現状

長与町の管路(水道管)は、1970年代に布設されたものが多く、法定耐用年数(40年)を経過した管路延長の割合を示す管路経年比率は、年々増加しています。



3 公営企業会計について

(1) 基本原則

水道事業は、地方公営企業法によって経営しています。地方公営企業とは、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業です。

- ・ 常に企業の経済性を発揮
- ・ 公共の福祉を増進
- ・ 当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない
- ・ 特別会計

地方公営企業法、地方財政法より

⇒ 事業費は水道料金(※)で賄う独立採算制
※ 適正な料金であることが重要

(2) 水道事業会計のしくみ



第2回

- ・ 今後の経営状況について
- ・ 適正な料金水準について

今後の事業内容と財政見通しから料金改定の必要性、水道料金の算定方法を説明

2. 今後の経営状況について

【純損益と補てん率高の予測(現行料金の場合)】



3. 適正な料金水準について

2) 料金水準の算定について

総括原価(営業費用+資本費用)

	R9	R10	R11	R12	R13	計
営業費用	702	698	709	708	703	3,520
資本費用	26	28	33	45	62	194
総括原価	728	726	742	753	765	3,714
料金収入	596	590	585	578	574	2,923

※ 水道施設の計画的な更新等の原価として内部留保されるべき額で対象資産に適正な率を乗じて算出する

3. 適正な料金水準について

2) 料金水準の算定について

	① 総括原価 (営業費用+資本費用)	② 料金収入	不足(②-①)
(5年間)	35億9,600万円	29億2,300万円	6億7,300万円

不足額6億7,300万円を確保するため、
料金収入全体を23.03%上げる必要がある

1. これまでの振り返り

2) 第2回審議会における主な質問・意見

● 急激な負担の緩和や生活困窮者の支援など激変緩和措置は考えているのか。

- ▶ 激変緩和措置として、①一般会計からの繰入金と②水道事業における段階的改定が考えられる。水道事業は独立採算制を採用しているため、一般会計からの繰入金を水道料金に充てた場合、経営原則を損なうことになる。
①②の改定案をお示しするので、激変緩和措置の必要性についてご審議いただきたい。

● 生活困窮者の支援については、どのように考えているのか。

- ▶ 生活困窮者の支援については、福祉的施策であると考えている。

【追加回答】 使用者へ平等に負担いただくことで公平性が確保されと考えており、減免などの措置は予定しておらず、納付猶予や分納など納付相談での対応を考えている。

● 今後も料金改定は予定しているのか。

- ▶ 算定要領にて、3～5年毎に見直すことが明記されている。
今後も、投資・財政計画と決算値の比較による分析・検証を行い、3～5年毎に水道料金の妥当性を検証し、料金の適正化に努めていく必要がある。なお、現段階のシミュレーションでは、第2回審議会資料でお示したように令和14年度以降についても、改定の必要性があると考えている。

● 料金改定は一定理解できるが、水道料金の値上げには抵抗感があると思う。住民への周知が重要であると思うが、広報はどのようにしているのか。

- ▶ 審議会での進捗状況を随時、HP及び広報に掲載している。また、料金改定を含め水道事業に関する問い合わせフォームを作成し、住民の意見を聴取する環境を整えているので活用いただきたい。

【追加回答】 委員からのご意見を踏まえ、今後SNSでの発信も行っていく。

1. これまでの振り返り

2) 第2回審議会における主な質問・意見

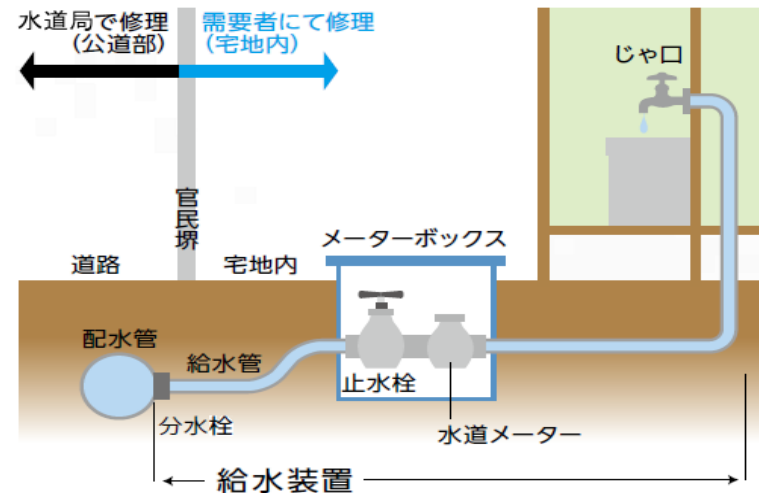
- 料金改定後は長崎市と同水準の料金になるとのことだが、給水管の修繕区分については、長崎市と同様に考えるはあるのか。

▶ 現在、本町は公道と私有地の境界で修繕区分を決定しているが、県内の水道事業体の約7割がメーター器を起点として、修繕区分を決定している。区分変更については、検討させていただき、次回審議会にて回答させていただく。

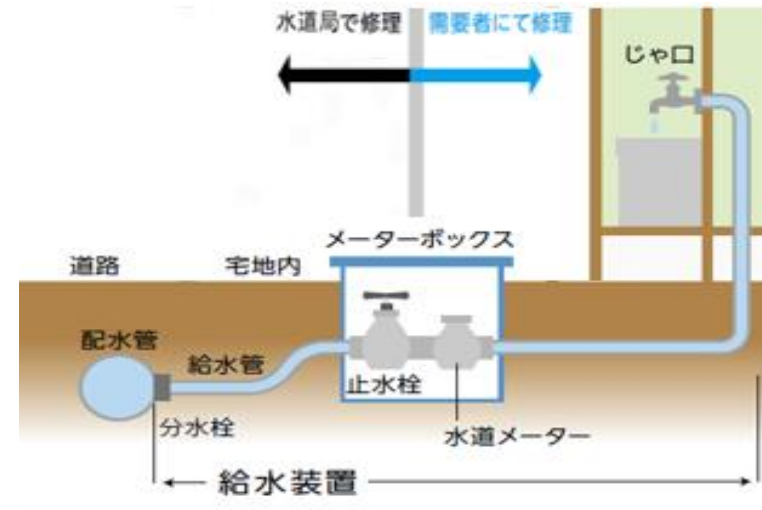
【追加回答】

住民サービスの向上及び修繕区分の明確化並びに有効率低下を防止するためにも、長崎市と同様の修繕区分を採用したい。

なお、修繕区分の変更に伴い修繕範囲が拡大されることから、修繕費用については増加が見込まれるが、現時点では増加額について試算が困難なため、今回の料金算定期間の費用には加味しないこととしたい。



【現行】



【変更後】

1. これまでの振り返り

●新浄水場共同整備事業に係る一般会計出資金について（補足説明）

- ▶ 一般会計からの繰入金については総務省繰出基準に基づく「基準内繰入」とその基準に該当しない「基準外繰入」に分けられる。
水道料金改定に伴う激変緩和措置のために繰出される一般会計繰入金は、総務省の繰出基準に基づくものではないため「基準外繰入」となり、一般会計が負担するものとの位置づけではない。
新浄水場共同整備事業に係る一般会計繰入金（一般会計出資金）は、繰出基準に基づく「基準内繰入」となり、一般会計が負担するものと位置づけられる。

上水道の出資に関する経費

（1）趣旨

- ・ 上水道事業の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るための出資に要する経費である

（2）繰出しの基準（抜粋）

- ・ ウ 水道法（昭和32 年法律第177 号）第5 条の3 第1 項に規定する水道基盤強化計画又は「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31 年1 月25 日付け総財営第85 号、生食発第0125 第4 号）により策定した「水道広域化推進プラン」に基づき広域化のために実施する地方単独事業並びに交付金等のうち広域化事業、運営基盤強化等事業、水道施設共同化事業及び水道広域連携推進事業として補助を受けた事業に係る事業費（当該施設の建設改良費に係る国庫補助金等の企業債以外の特定財源を除く。以下3 において同じ。）の2 分の1

2. 水道料金の現状について

1) 料金体系の種類

構成	区分①	区分②	区分③	負担の考え方
一部料金制	定額料金	口径別 用途別 口径別・用途別併用 など		使用水量の有無に関わらず定額を負担
	従量料金			使用水量に応じた負担
二部料金制	基本料金			使用水量の有無に関わらず定額を負担
	従量料金		均一型	水量に応じて1m ³ あたりの単価を乗じた額を負担
			逡増型	水量に応じて1m ³ あたりの単価を乗じた額を負担 水量が増えるほど、単価が高くなる制度
			逡減型	水量に応じて1m ³ あたりの単価を乗じた額を負担 水量が増えるほど、単価が安くなる制度

※料金体系は、各市町村の条例で定められている。多い事例としては、二部料金制となっている。

2. 水道料金の現状について

2) 現行料金体系

1. 基本料金（基本水量）

基本 料 金	メーター口径	基本水量(m ³)	基本料金（円・税抜き）
	13mm	8	900
	20mm	8	1,200
	25mm	30	6,300
	30mm	50	11,300
	40mm	70	18,500
	50mm	100	28,600
	75mm	300	95,000

【基本料金】とは・・・

使用水量の有無に関わらず、水道メーター口径や用途に応じて、水道使用者に負担してもらう料金

▶ **対象経費：水道メーター関係費、検針徴収関係費など、使用料とは関係なく使用者の存在により発生する費用**

【基本水量】とは・・・

料金に一定分の使用量を含める料金体系のことで、この基本料金に含まれている水量のこと

▶ **公衆衛生上の観点から水道加入を促進する目的で設定されていたもの**

最低限の生活用水を基本水量として設定することで、過度な節水による衛生低下を防ぎ、安定的な水道普及を促す役割

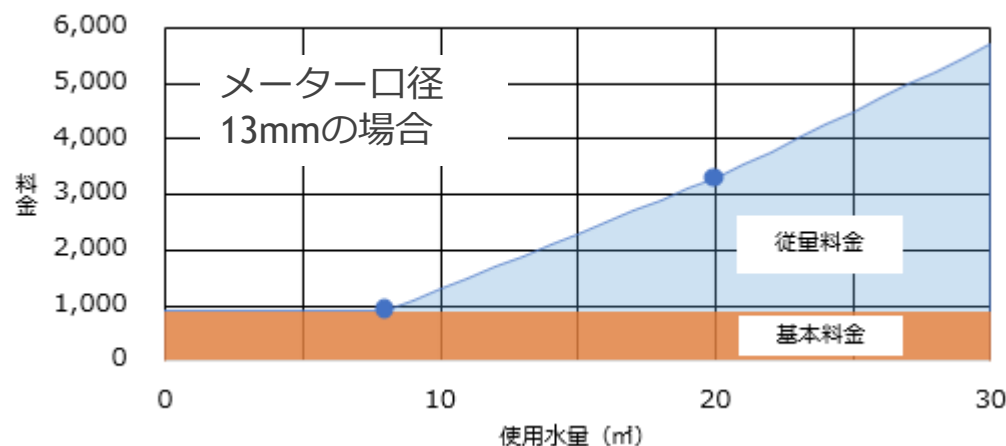
2. 水道料金の現状について

2) 現行料金体系

2. 従量料金

	使用水量	1m ³ の単価（円・税抜き）						
		13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
従 量 料 金	1～8m ³	0	0	0	0	0	0	0
	9～20m ³	200	200	0	0	0	0	0
	21～30m ³	240	240	0	0	0	0	0
	31～50m ³	240	240	240	0	0	0	0
	51～70m ³	280	280	280	280	0	0	0
	71～100m ³	280	280	280	280	280	0	0
	101～300m ³	320	320	320	320	320	320	0
	301m ³ 以上	360	360	360	360	360	360	360

【使用水量における料金体系のイメージ図】



【従量料金】とは・・・

使用水量に応じて、水道使用者に負担してもらう料金。使用水量に単位水量当たりの単価を乗じて料金が算定される。

▶ **対象経費：動力・薬品費など、水道の実使用量（給水量の増減）に伴い発生する費用**

2. 水道料金の現状について

3) 県内の料金体系

二部料金制					
基本水量（あり）			基本水量（なし）		
用途別	口径別	区分なし	用途別	口径別	区分なし
松浦市 新上五島町	五島市 長与町 雲仙市 対馬市 南島原市 波佐見町	佐世保市 西海市 川棚町 諫早市 (松浦市) 鷹島地区旧簡水 福島地区旧簡水 松浦地区旧簡水 壱岐市 佐々町 東彼杵町		時津町 大村市 長崎市 島原市 平戸市	

※県内で「一部料金制」、「二部料金制_用途別・口径別併用」を採用している事業体はないため省略

※青字の事業体は、従量料金が「均一型」を採用

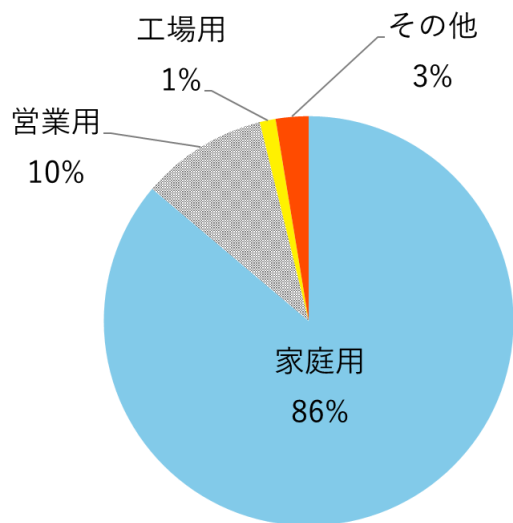
※太字は別途、メーター使用料を加算している

※松浦市は市町村合併以前の旧自治体ごとに適用されていた水道料金体系を適用

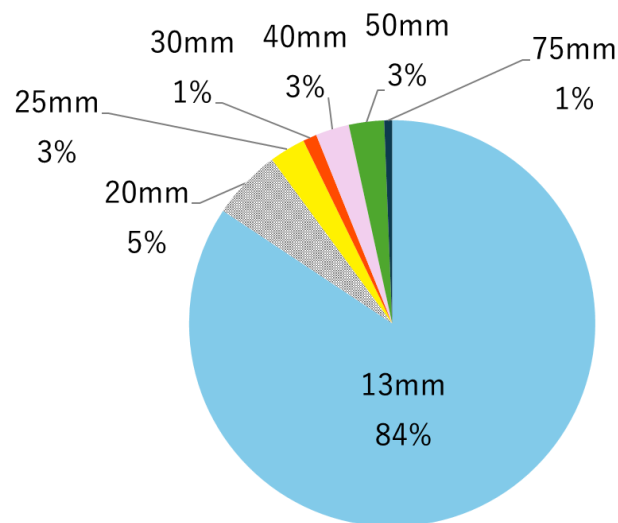
2. 水道料金の現状について

4) 令和6年度使用水量の状況

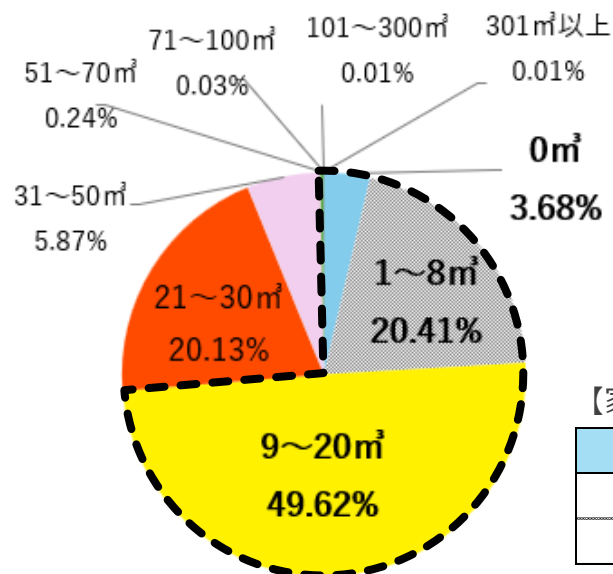
用途別使用割合



メーター口径ごとの使用割合



使用水量ごとの調定件数割合（家庭用）



【家庭用の口径割合】

口径	割合
13mm	96.5%
20mm	3.4%

【現行料金の現状と課題】

- ・用途別使用割合では、家庭用が全体の86%を占めている
- ・口径別使用割合では、13mm口径が全体の84%を占めている
- ・使用水量割合では、使用水量20m³以下の使用者が全体の約74%を占めている

- ▶ 使用者の多くが一般家庭であり、人口減少による影響を大きく受ける
- ▶ 核家族化や節水機器の普及により、1戸あたりの使用水量が減少傾向にある

3. 新料金体系について

1) 料金算定の基本的な考え方

日本水道協会

- ・「水道料金算定要領 R7年2月」

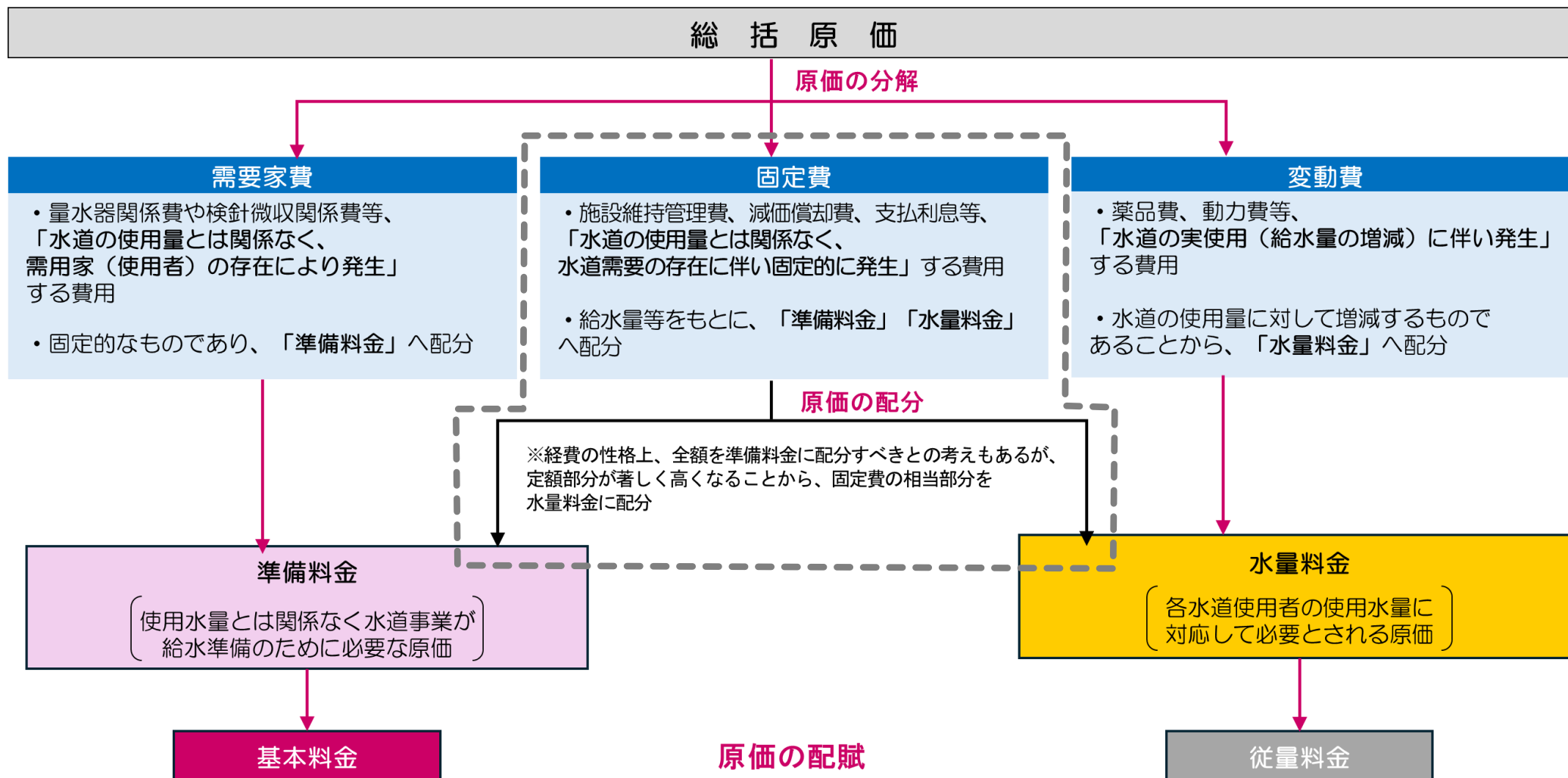
算定の考え方（推奨）

- 口径別料金体系
 - ▶口径の使用能力に応じて費用を負担
- 従量料金：単価均一型
 - ▶使用水量に応じて均等に費用を負担
- 基本水量なし
 - ▶節水意識が反映されないこと、公衆衛生の向上を急務とする時代ではないなど設定の必要性が乏しくなったため

3. 新料金体系について

2) 料金体系の設定

算定要領では、基本料金の高騰を抑えるために「固定費」を「準備料金」と「水量料金」に配分している



3. 新料金体系について

3) 料金体系の改定方針

1. 口径別料金体系の継続

2. 従量料金の逡増型の継続

- ・ 算定要領においては、従量料金は均一型が推奨されているが、今回、基本水量を廃止することにより、小口径使用者（13mm・20mm）の負担が増加
- ・ 水資源の有限性

▶ 町民生活への影響を考慮し、使用世帯の多い小口径使用者への急激な負担を軽減

▶ 水需要の減少や新浄水場共同整備事業により供給能力は一定確保されるが、水資源が豊富にある状況とまではいかないため、使いすぎを抑制し、原水の安定化を図る

3. 基本水量の廃止

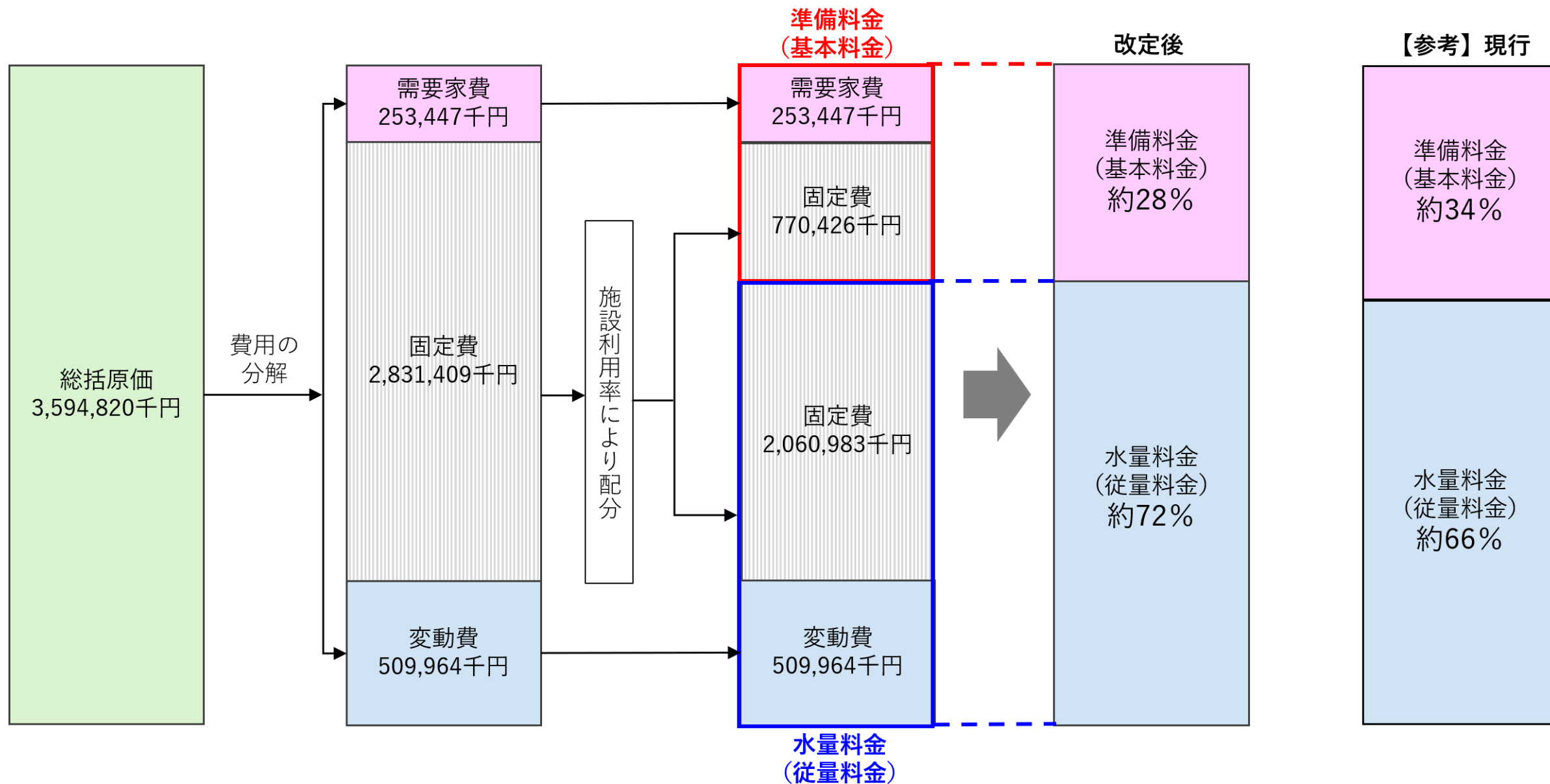
- ・ 公衆衛生向上の目的がほぼ達成されるなど設定の必要性が乏しくなっており、採用する水道事業者も減少傾向

▶ 使用水量に応じた負担の公平化（受益者負担）

▶ 水需要の増減に影響されにくい安定した料金体系の確保

3. 新料金体系について

2. 固定費の配分と基本料金と従量料金の比率について



3. 新料金体系について

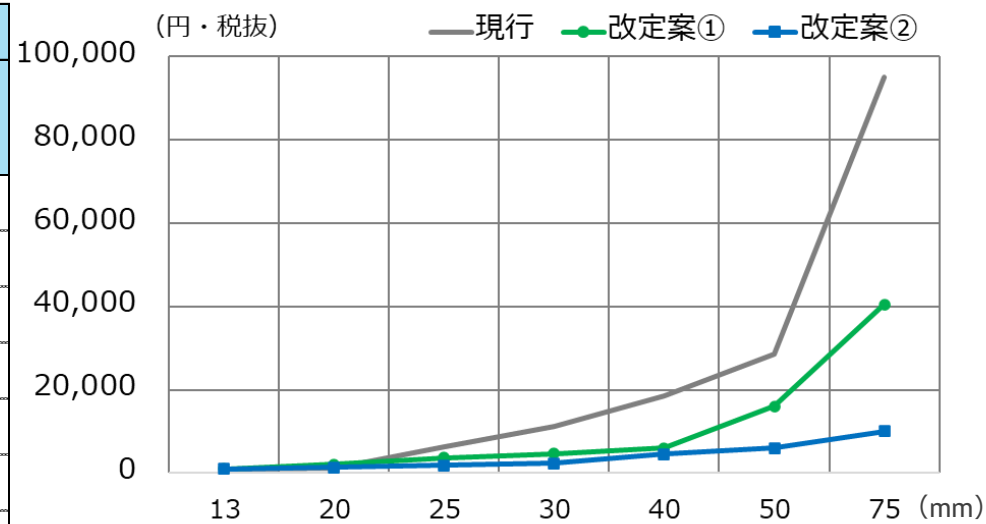
4) 料金改定案

1. 基本料金

総括原価（準備料金）を確保できるように基本料金を設定

(単位：円・税抜)

口径	現行		改定案①			改定案②		
	基本 水量	基本料金	基本 水量	基本料金	影響額	基本 水量	基本料金	影響額
13mm	8	900	0	1,000	100	0	1,020	120
20mm	8	1,200	0	2,100	900	0	1,400	200
25mm	30	6,300	0	3,700	-2,600	0	1,800	-4,500
30mm	50	11,300	0	4,600	-6,700	0	2,300	-9,000
40mm	70	18,500	0	6,000	-12,500	0	4,500	-14,000
50mm	100	28,600	0	16,000	-12,600	0	6,000	-22,600
75mm	300	95,000	0	40,500	-54,500	0	10,000	-85,000



改定案① 算定要領の配分基準を基に設定

改定案② 基本料金＋従量料金の改定率が、各口径で近似値となるように設定

3. 新料金体系について

4) 料金改定案

2. 従量料金

総括原価（水量料金）を確保できるように従量料金を設定

(単位：円・税抜)

従 量 料 金	使用水量	現行	改定案①		改定案②	
			料金	影響額	料金	影響額
	1～8m ³	0	167	+167	50	+50
	9～10m ³	200	167	-33	50	-150
	11～20m ³	200	167	-33	260	+60
	21～30m ³	240	167	-73	290	+50
	31～50m ³	240	167	-73	290	+50
	51～70m ³	280	167	-113	330	+50
	71～100m ³	280	167	-113	350	+70
	101～300m ³	320	167	-153	390	+70
	301m ³ 以上	360	167	-193	430	+70

改定案① 算定要領の配分基準を基に設定

改定案② 基本水量の廃止に伴い、小口径使用者へ急激な負担がかからないよう
10m³以下を安価に設定
11m³以上については、各水量区分での改定率が近似値となるよう設定

3. 新料金体系について

3. 基本料金+従量料金（改定案①）

【現行料金と改定後料金の比較】

1か月あたりの料金（単位：円・税抜）

メータ 口径	平均使用 水量（m ³ ）	現行料金			改定案①			③影響額 （②－①）	改定率 （③／①）
		基本料金	従量料金	合計①	基本料金	従量料金	合計②		
13mm	15	900	1,400	2,300	1,000	2,505	3,505	1,205	52.39%
20mm	23	1,200	3,120	4,320	2,100	3,841	5,941	1,621	37.52%
25mm	101	6,300	19,120	25,420	3,700	16,867	20,567	-4,853	-19.09%
30mm	95	11,300	12,600	23,900	4,600	15,865	20,465	-3,435	-14.37%
40mm	309	18,500	75,640	94,140	6,000	51,603	57,603	-36,537	-38.81%
50mm	422	28,600	107,920	136,520	16,000	70,474	86,474	-50,046	-36.66%
75mm	509	95,000	75,240	170,240	40,500	85,003	125,503	-44,737	-26.28%

平均改定率 23.35%

▶大口径使用者は現行料金よりも下がるが、口径別使用割合の89%を占める小口径使用者の改定率が大きくなり、急激な負担増を強いる

3. 新料金体系について

3. 基本料金+従量料金（改定案②）

【現行料金と改定後料金の比較】

1か月あたりの料金（単位：円・税抜）

メータ 口径	平均使用 水量（m ³ ）	現行料金			改定案②			③影響額 （②－①）	改定率 （③／①）
		基本料金	従量料金	合計①	基本料金	従量料金	合計②		
13mm	15	900	1,400	2,300	1,020	1,800	2,820	520	22.61%
20mm	23	1,200	3,120	4,320	1,400	3,970	5,370	1,050	24.31%
25mm	101	6,300	19,120	25,420	1,800	29,290	31,090	5,670	22.31%
30mm	95	11,300	12,600	23,900	2,300	27,150	29,450	5,550	23.22%
40mm	309	18,500	75,640	94,140	4,500	110,770	115,270	21,130	22.45%
50mm	422	28,600	107,920	136,520	6,000	159,360	165,360	28,840	21.13%
75mm	509	95,000	75,240	170,240	10,000	196,770	206,770	36,530	21.46%

平均改定率 23.03%

▶各口径別使用者の平均改定率が近似値となることで、改定率の公平性が確保できる

基本水量廃止に伴う小口径使用者への急激な負担を軽減するため、改定案②を採用したい

3. 新料金体系について

4. 水道料金口径別／使用水量別 早見表（改定案①）

基本水量 (m³)

平均使用水量 (m³)

【13mm】

1か月あたりの料金（単位：円・税抜）

13mm							
使用 水量	①現行	②改定後	差額 (②－①)	使用 水量	①現行	②改定後	差額 (②－①)
0	900	1,000	100	26	4,740	5,342	602
1	900	1,167	267	27	4,980	5,509	529
2	900	1,334	434	28	5,220	5,676	456
3	900	1,501	601	29	5,460	5,843	383
4	900	1,668	768	30	5,700	6,010	310
5	900	1,835	935	31	5,940	6,177	237
6	900	2,002	1,102	32	6,180	6,344	164
7	900	2,169	1,269	33	6,420	6,511	91
8	900	2,336	1,436	34	6,660	6,678	18
9	1,100	2,503	1,403	35	6,900	6,845	-55
10	1,300	2,670	1,370	36	7,140	7,012	-128
11	1,500	2,837	1,337	37	7,380	7,179	-201
12	1,700	3,004	1,304	38	7,620	7,346	-274
13	1,900	3,171	1,271	39	7,860	7,513	-347
14	2,100	3,338	1,238	40	8,100	7,680	-420
15	2,300	3,505	1,205	41	8,340	7,847	-493
16	2,500	3,672	1,172	42	8,580	8,014	-566
17	2,700	3,839	1,139	43	8,820	8,181	-639
18	2,900	4,006	1,106	44	9,060	8,348	-712
19	3,100	4,173	1,073	45	9,300	8,515	-785
20	3,300	4,340	1,040	46	9,540	8,682	-858
21	3,540	4,507	967	47	9,780	8,849	-931
22	3,780	4,674	894	48	10,020	9,016	-1,004
23	4,020	4,841	821	49	10,260	9,183	-1,077
24	4,260	5,008	748	50	10,500	9,350	-1,150
25	4,500	5,175	675	100	24,500	17,700	-6,800

【20mm】

1か月あたりの料金（単位：円・税抜）

20mm							
使用 水量	①現行	②改定後	差額 (②－①)	使用 水量	①現行	②改定後	差額 (②－①)
0	1,200	2,100	900	26	5,040	6,442	1,402
1	1,200	2,267	1,067	27	5,280	6,609	1,329
2	1,200	2,434	1,234	28	5,520	6,776	1,256
3	1,200	2,601	1,401	29	5,760	6,943	1,183
4	1,200	2,768	1,568	30	6,000	7,110	1,110
5	1,200	2,935	1,735	31	6,240	7,277	1,037
6	1,200	3,102	1,902	32	6,480	7,444	964
7	1,200	3,269	2,069	33	6,720	7,611	891
8	1,200	3,436	2,236	34	6,960	7,778	818
9	1,400	3,603	2,203	35	7,200	7,945	745
10	1,600	3,770	2,170	36	7,440	8,112	672
11	1,800	3,937	2,137	37	7,680	8,279	599
12	2,000	4,104	2,104	38	7,920	8,446	526
13	2,200	4,271	2,071	39	8,160	8,613	453
14	2,400	4,438	2,038	40	8,400	8,780	380
15	2,600	4,605	2,005	45	9,600	9,615	15
16	2,800	4,772	1,972	50	10,800	10,450	-350
17	3,000	4,939	1,939	55	12,200	11,285	-915
18	3,200	5,106	1,906	60	13,600	12,120	-1,480
19	3,400	5,273	1,873	65	15,000	12,955	-2,045
20	3,600	5,440	1,840	70	16,400	13,790	-2,610
21	3,840	5,607	1,767	75	17,800	14,625	-3,175
22	4,080	5,774	1,694	80	19,200	15,460	-3,740
23	4,320	5,941	1,621	85	20,600	16,295	-4,305
24	4,560	6,108	1,548	90	22,000	17,130	-4,870
25	4,800	6,275	1,475	100	24,800	18,800	-6,000

3. 新料金体系について

4. 水道料金口径別／使用水量別 早見表（改定案①）

基本水量（㎡）

平均使用水量（㎡）

【25～75mm】

1か月あたりの料金（単位：円・税抜）

使用 水量	25mm			30mm			40mm			50mm			75mm		
	①現行	②改定後	差額 (②－①)	①現行	②改定後	差額 (②－①)	①現行	②改定後	差額 (②－①)	①現行	②改定後	差額 (②－①)	①現行	②改定後	差額 (②－①)
0	6,300	3,700	-2,600	11,300	4,600	-6,700	18,500	6,000	-12,500	28,600	16,000	-12,600	95,000	40,500	-54,500
10	6,300	5,370	-930	11,300	6,270	-5,030	18,500	7,670	-10,830	28,600	17,670	-10,930	95,000	42,170	-52,830
20	6,300	7,040	740	11,300	7,940	-3,360	18,500	9,340	-9,160	28,600	19,340	-9,260	95,000	43,840	-51,160
30	6,300	8,710	2,410	11,300	9,610	-1,690	18,500	11,010	-7,490	28,600	21,010	-7,590	95,000	45,510	-49,490
40	8,700	10,380	1,680	11,300	11,280	-20	18,500	12,680	-5,820	28,600	22,680	-5,920	95,000	47,180	-47,820
50	11,100	12,050	950	11,300	12,950	1,650	18,500	14,350	-4,150	28,600	24,350	-4,250	95,000	48,850	-46,150
60	13,900	13,720	-180	14,100	14,620	520	18,500	16,020	-2,480	28,600	26,020	-2,580	95,000	50,520	-44,480
70	16,700	15,390	-1,310	16,900	16,290	-610	18,500	17,690	-810	28,600	27,690	-910	95,000	52,190	-42,810
80	19,500	17,060	-2,440	19,700	17,960	-1,740	21,300	19,360	-1,940	28,600	29,360	760	95,000	53,860	-41,140
90	22,300	18,730	-3,570	22,500	19,630	-2,870	24,100	21,030	-3,070	28,600	31,030	2,430	95,000	55,530	-39,470
95	23,700	19,565	-4,135	23,900	20,465	-3,435	25,500	21,865	-3,635	28,600	31,865	3,265	95,000	56,365	-38,635
100	25,100	20,400	-4,700	25,300	21,300	-4,000	26,900	22,700	-4,200	28,600	32,700	4,100	95,000	57,200	-37,800
101	25,420	20,567	-4,853	25,620	21,467	-4,153	27,220	22,867	-4,353	28,920	32,867	3,947	95,000	57,367	-37,633
200	57,100	37,100	-20,000	57,300	38,000	-19,300	58,900	39,400	-19,500	60,600	49,400	-11,200	95,000	73,900	-21,100
300	89,100	53,800	-35,300	89,300	54,700	-34,600	90,900	56,100	-34,800	92,600	66,100	-26,500	95,000	90,600	-4,400
309	92,340	55,303	-37,037	92,540	56,203	-36,337	94,140	57,603	-36,537	95,840	67,603	-28,237	98,240	92,103	-6,137
400	125,100	70,500	-54,600	125,300	71,400	-53,900	126,900	72,800	-54,100	128,600	82,800	-45,800	131,000	107,300	-23,700
422	133,020	74,174	-58,846	133,220	75,074	-58,146	134,820	76,474	-58,346	136,520	86,474	-50,046	138,920	110,974	-27,946
500	161,100	87,200	-73,900	161,300	88,100	-73,200	162,900	89,500	-73,400	164,600	99,500	-65,100	167,000	124,000	-43,000
509	164,340	88,703	-75,637	164,540	89,603	-74,937	166,140	91,003	-75,137	167,840	101,003	-66,837	170,240	125,503	-44,737
600	197,100	103,900	-93,200	197,300	104,800	-92,500	198,900	106,200	-92,700	200,600	116,200	-84,400	203,000	140,700	-62,300
700	233,100	120,600	-112,500	233,300	121,500	-111,800	234,900	122,900	-112,000	236,600	132,900	-103,700	239,000	157,400	-81,600
800	269,100	137,300	-131,800	269,300	138,200	-131,100	270,900	139,600	-131,300	272,600	149,600	-123,000	275,000	174,100	-100,900
900	305,100	154,000	-151,100	305,300	154,900	-150,400	306,900	156,300	-150,600	308,600	166,300	-142,300	311,000	190,800	-120,200
1,000	341,100	170,700	-170,400	341,300	171,600	-169,700	342,900	173,000	-169,900	344,600	183,000	-161,600	347,000	207,500	-139,500
1,500	521,100	254,200	-266,900	521,300	255,100	-266,200	522,900	256,500	-266,400	524,600	266,500	-258,100	527,000	291,000	-236,000
2,000	701,100	337,700	-363,400	701,300	338,600	-362,700	702,900	340,000	-362,900	704,600	350,000	-354,600	707,000	374,500	-332,500

3. 新料金体系について

4. 水道料金口径別／使用水量別 早見表（改定案②）

基本水量（㎡）

平均使用水量（㎡）

【13mm】

1か月あたりの料金（単位：円・税抜）

13mm							
使用 水量	①現行	②改定後	差額 (②－①)	使用 水量	①現行	②改定後	差額 (②－①)
0	900	1,020	120	26	4,740	5,860	1,120
1	900	1,070	170	27	4,980	6,150	1,170
2	900	1,120	220	28	5,220	6,440	1,220
3	900	1,170	270	29	5,460	6,730	1,270
4	900	1,220	320	30	5,700	7,020	1,320
5	900	1,270	370	31	5,940	7,310	1,370
6	900	1,320	420	32	6,180	7,600	1,420
7	900	1,370	470	33	6,420	7,890	1,470
8	900	1,420	520	34	6,660	8,180	1,520
9	1,100	1,470	370	35	6,900	8,470	1,570
10	1,300	1,520	220	36	7,140	8,760	1,620
11	1,500	1,780	280	37	7,380	9,050	1,670
12	1,700	2,040	340	38	7,620	9,340	1,720
13	1,900	2,300	400	39	7,860	9,630	1,770
14	2,100	2,560	460	40	8,100	9,920	1,820
15	2,300	2,820	520	41	8,340	10,210	1,870
16	2,500	3,080	580	42	8,580	10,500	1,920
17	2,700	3,340	640	43	8,820	10,790	1,970
18	2,900	3,600	700	44	9,060	11,080	2,020
19	3,100	3,860	760	45	9,300	11,370	2,070
20	3,300	4,120	820	46	9,540	11,660	2,120
21	3,540	4,410	870	47	9,780	11,950	2,170
22	3,780	4,700	920	48	10,020	12,240	2,220
23	4,020	4,990	970	49	10,260	12,530	2,270
24	4,260	5,280	1,020	50	10,500	12,820	2,320
25	4,500	5,570	1,070	100	24,500	29,920	5,420

【20mm】

1か月あたりの料金（単位：円・税抜）

20mm							
使用 水量	①現行	②改定後	差額 (②－①)	使用 水量	①現行	②改定後	差額 (②－①)
0	1,200	1,400	200	26	5,040	6,240	1,200
1	1,200	1,450	250	27	5,280	6,530	1,250
2	1,200	1,500	300	28	5,520	6,820	1,300
3	1,200	1,550	350	29	5,760	7,110	1,350
4	1,200	1,600	400	30	6,000	7,400	1,400
5	1,200	1,650	450	31	6,240	7,690	1,450
6	1,200	1,700	500	32	6,480	7,980	1,500
7	1,200	1,750	550	33	6,720	8,270	1,550
8	1,200	1,800	600	34	6,960	8,560	1,600
9	1,400	1,850	450	35	7,200	8,850	1,650
10	1,600	1,900	300	36	7,440	9,140	1,700
11	1,800	2,160	360	37	7,680	9,430	1,750
12	2,000	2,420	420	38	7,920	9,720	1,800
13	2,200	2,680	480	39	8,160	10,010	1,850
14	2,400	2,940	540	40	8,400	10,300	1,900
15	2,600	3,200	600	45	9,600	11,750	2,150
16	2,800	3,460	660	50	10,800	13,200	2,400
17	3,000	3,720	720	55	12,200	14,850	2,650
18	3,200	3,980	780	60	13,600	16,500	2,900
19	3,400	4,240	840	65	15,000	18,150	3,150
20	3,600	4,500	900	70	16,400	19,800	3,400
21	3,840	4,790	950	75	17,800	21,550	3,750
22	4,080	5,080	1,000	80	19,200	23,300	4,100
23	4,320	5,370	1,050	85	20,600	25,050	4,450
24	4,560	5,660	1,100	90	22,000	26,800	4,800
25	4,800	5,950	1,150	100	24,800	30,300	5,500

3. 新料金体系について

4. 水道料金口径別／使用水量別 早見表（改定案②）

基本水量 (m³) 平均使用水量 (m³)

【25～75mm】

1か月あたりの料金（単位：円・税抜）

使用 水量	25mm			30mm			40mm			50mm			75mm		
	①現行	②改定後	差額 (②－①)	①現行	②改定後	差額 (②－①)	①現行	②改定後	差額 (②－①)	①現行	②改定後	差額 (②－①)	①現行	②改定後	差額 (②－①)
0	6,300	1,800	-4,500	11,300	2,300	-9,000	18,500	4,500	-14,000	28,600	6,000	-22,600	95,000	10,000	-85,000
10	6,300	2,300	-4,000	11,300	2,800	-8,500	18,500	5,000	-13,500	28,600	6,500	-22,100	95,000	10,500	-84,500
20	6,300	4,900	-1,400	11,300	5,400	-5,900	18,500	7,600	-10,900	28,600	9,100	-19,500	95,000	13,100	-81,900
30	6,300	7,800	1,500	11,300	8,300	-3,000	18,500	10,500	-8,000	28,600	12,000	-16,600	95,000	16,000	-79,000
40	8,700	10,700	2,000	11,300	11,200	-100	18,500	13,400	-5,100	28,600	14,900	-13,700	95,000	18,900	-76,100
50	11,100	13,600	2,500	11,300	14,100	2,800	18,500	16,300	-2,200	28,600	17,800	-10,800	95,000	21,800	-73,200
60	13,900	16,900	3,000	14,100	17,400	3,300	18,500	19,600	1,100	28,600	21,100	-7,500	95,000	25,100	-69,900
70	16,700	20,200	3,500	16,900	20,700	3,800	18,500	22,900	4,400	28,600	24,400	-4,200	95,000	28,400	-66,600
80	19,500	23,700	4,200	19,700	24,200	4,500	21,300	26,400	5,100	28,600	27,900	-700	95,000	31,900	-63,100
90	22,300	27,200	4,900	22,500	27,700	5,200	24,100	29,900	5,800	28,600	31,400	2,800	95,000	35,400	-59,600
95	23,700	28,950	5,250	23,900	29,450	5,550	25,500	31,650	6,150	28,600	33,150	4,550	95,000	37,150	-57,850
100	25,100	30,700	5,600	25,300	31,200	5,900	26,900	33,400	6,500	28,600	34,900	6,300	95,000	38,900	-56,100
101	25,420	31,090	5,670	25,620	31,590	5,970	27,220	33,790	6,570	28,920	35,290	6,370	95,000	39,290	-55,710
200	57,100	69,700	12,600	57,300	70,200	12,900	58,900	72,400	13,500	60,600	73,900	13,300	95,000	77,900	-17,100
300	89,100	108,700	19,600	89,300	109,200	19,900	90,900	111,400	20,500	92,600	112,900	20,300	95,000	116,900	21,900
309	92,340	112,570	20,230	92,540	113,070	20,530	94,140	115,270	21,130	95,840	116,770	20,930	98,240	120,770	22,530
400	125,100	151,700	26,600	125,300	152,200	26,900	126,900	154,400	27,500	128,600	155,900	27,300	131,000	159,900	28,900
422	133,020	161,160	28,140	133,220	161,660	28,440	134,820	163,860	29,040	136,520	165,360	28,840	138,920	169,360	30,440
500	161,100	194,700	33,600	161,300	195,200	33,900	162,900	197,400	34,500	164,600	198,900	34,300	167,000	202,900	35,900
509	164,340	198,570	34,230	164,540	199,070	34,530	166,140	201,270	35,130	167,840	202,770	34,930	170,240	206,770	36,530
600	197,100	237,700	40,600	197,300	238,200	40,900	198,900	240,400	41,500	200,600	241,900	41,300	203,000	245,900	42,900
700	233,100	280,700	47,600	233,300	281,200	47,900	234,900	283,400	48,500	236,600	284,900	48,300	239,000	288,900	49,900
800	269,100	323,700	54,600	269,300	324,200	54,900	270,900	326,400	55,500	272,600	327,900	55,300	275,000	331,900	56,900
900	305,100	366,700	61,600	305,300	367,200	61,900	306,900	369,400	62,500	308,600	370,900	62,300	311,000	374,900	63,900
1,000	341,100	409,700	68,600	341,300	410,200	68,900	342,900	412,400	69,500	344,600	413,900	69,300	347,000	417,900	70,900
1,500	521,100	624,700	103,600	521,300	625,200	103,900	522,900	627,400	104,500	524,600	628,900	104,300	527,000	632,900	105,900
2,000	701,100	839,700	138,600	701,300	840,200	138,900	702,900	842,400	139,500	704,600	843,900	139,300	707,000	847,900	140,900

激変緩和措置について

令和8年6月22日

長与町水道局

1. 激変緩和措置について

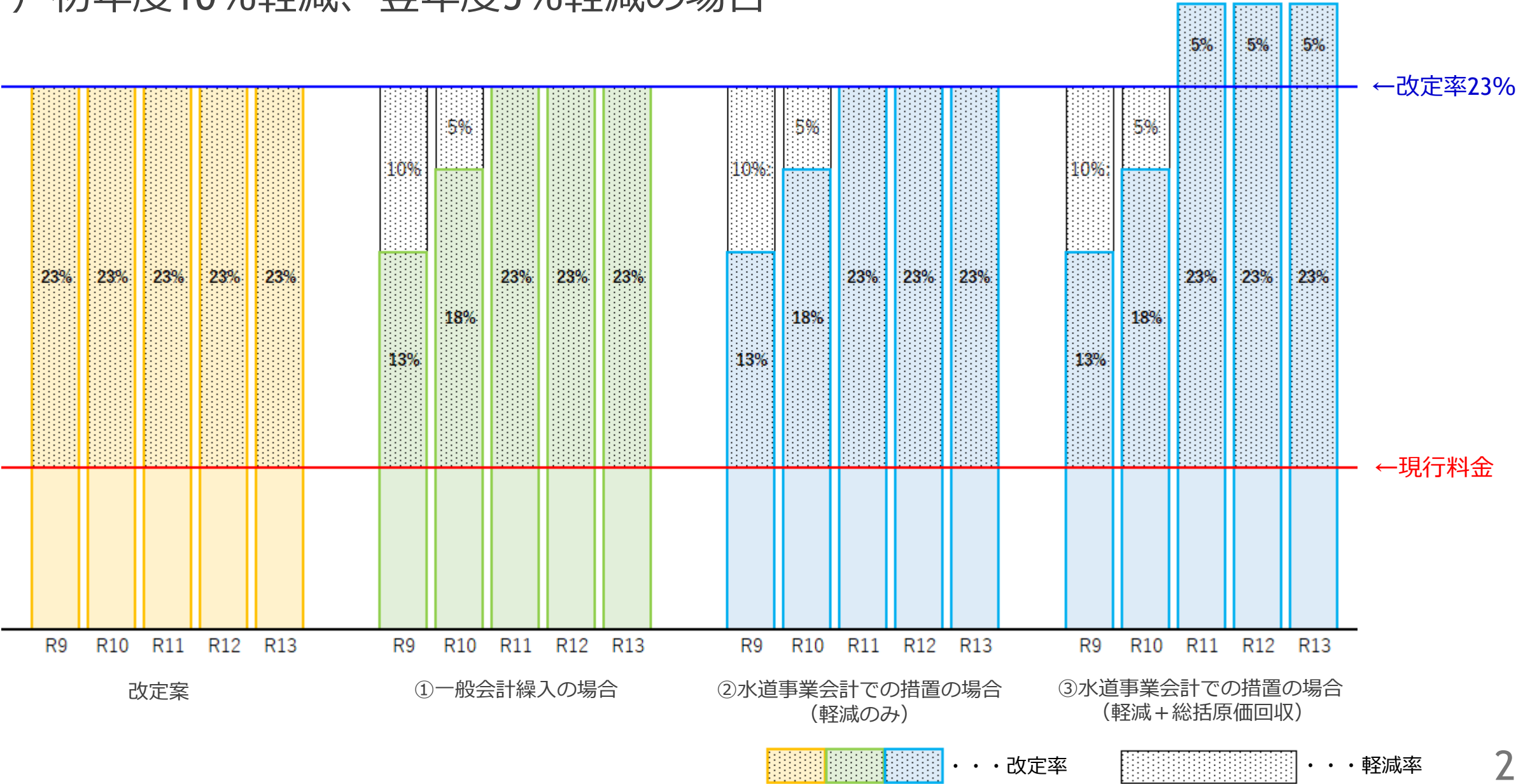
- 1) 初年度10%軽減、翌年度5%軽減の場合
- 2) 1月あたりの影響額（現行との比較）

2. 次回審議会の内容



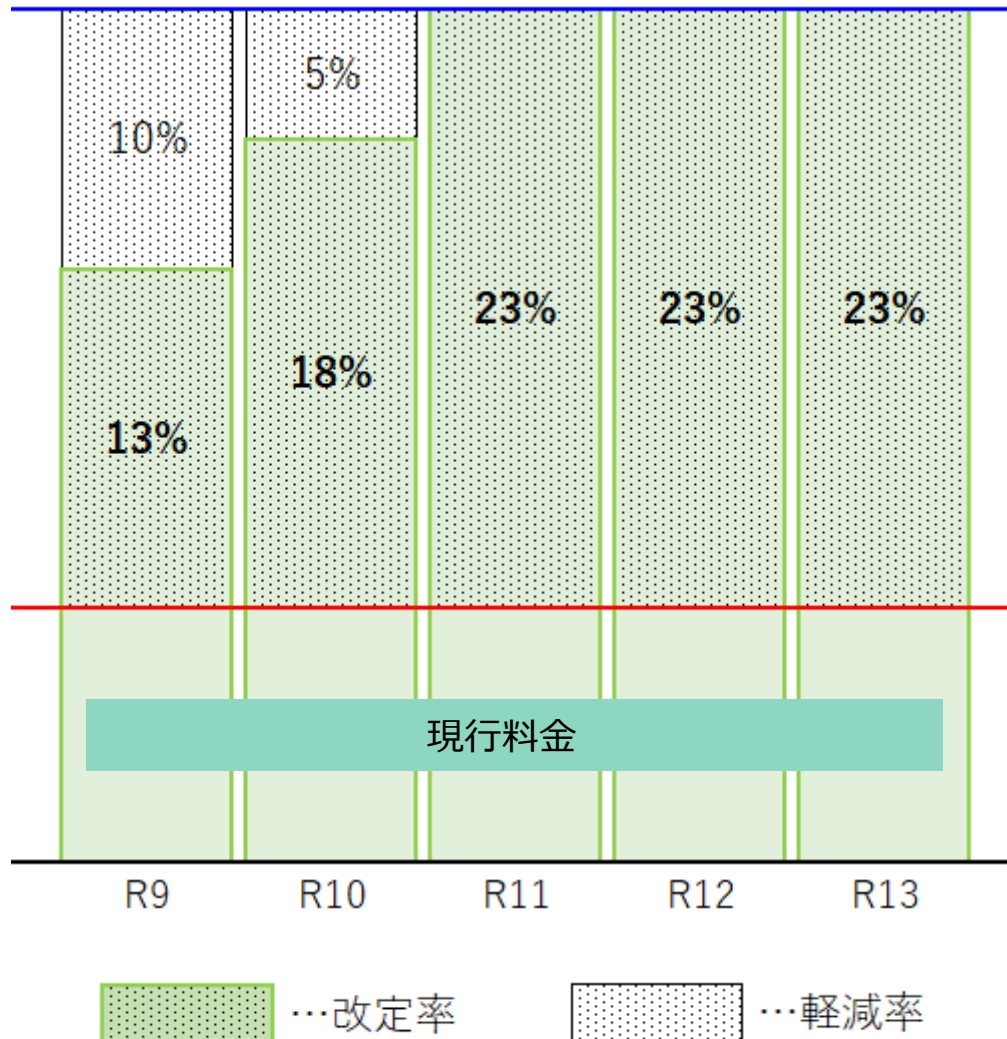
激変緩和措置について

1) 初年度10%軽減、翌年度5%軽減の場合



激変緩和措置について

①一般会計繰入の場合



【メリット】

(1)税金を投入するため、住民の負担を軽減できる

【デメリット】

(1)水道事業の独立採算制の原則を損なう

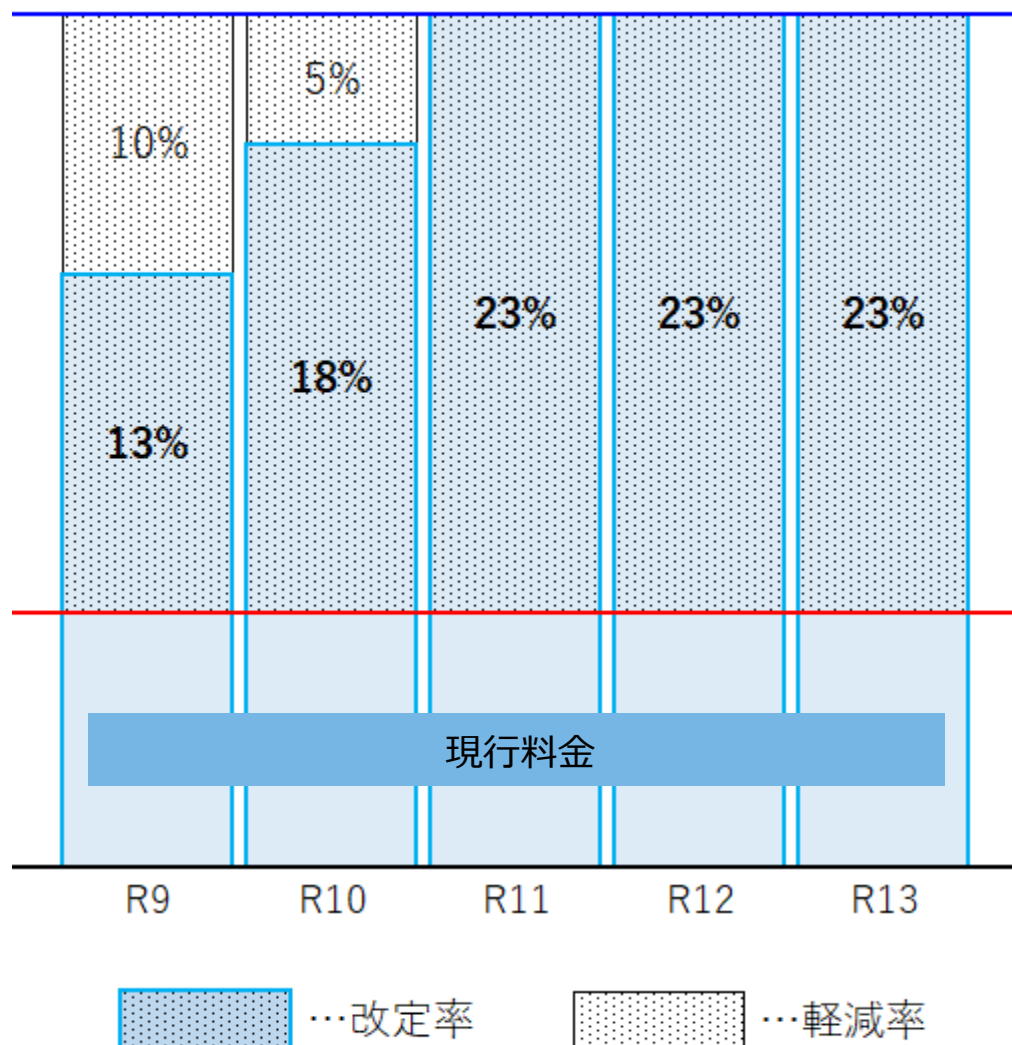
(2)一般会計に財政負担を強いるため、教育・福祉・防災など、本来実施すべき住民サービスに影響が生じる可能性がある

▶ 一般会計負担額：約 1 億円（推定）

(3)行政区域内に「長崎市給水区域」が存在しているため、公平性に問題が生じる

激変緩和措置について

②水道事業会計での措置の場合（軽減のみ）



【メリット】

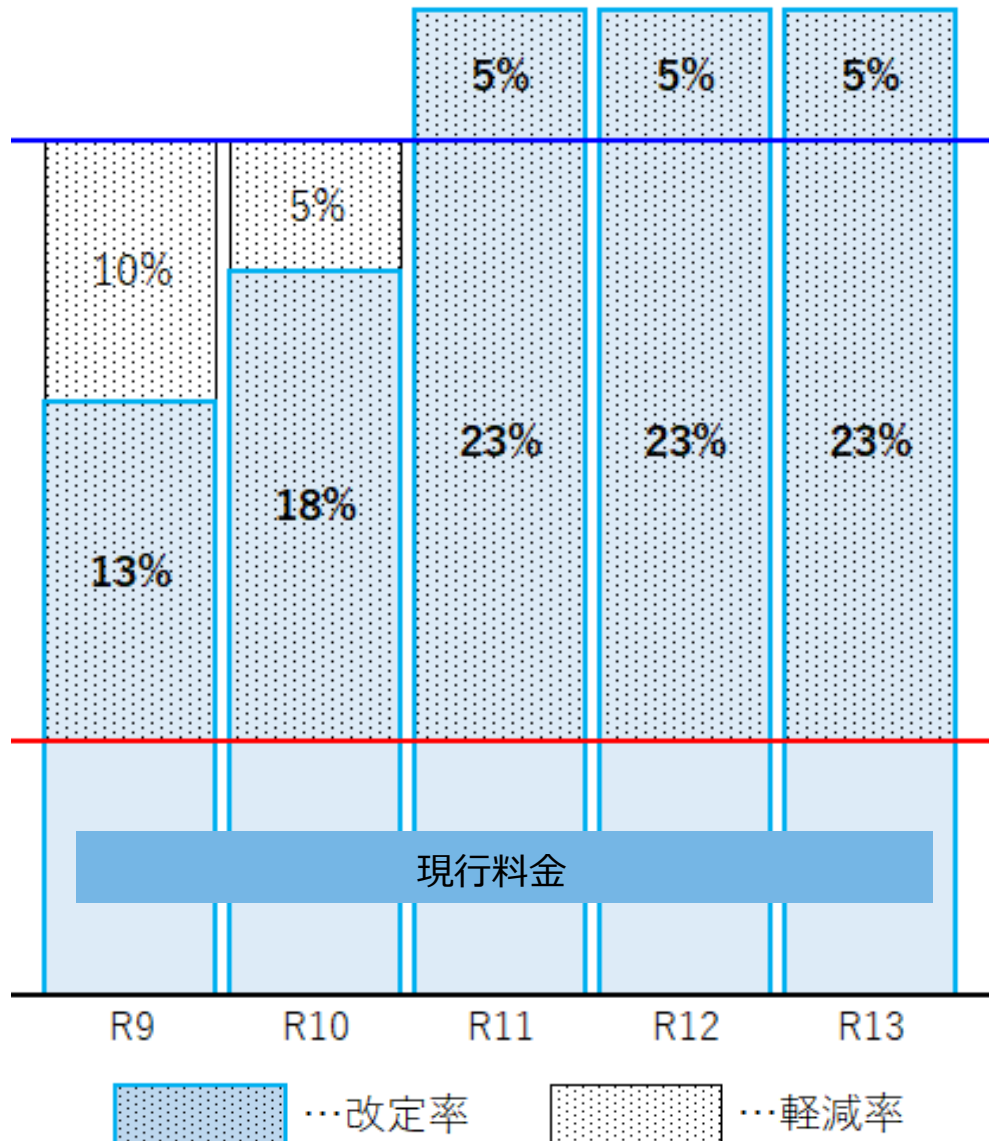
- (1)一般会計の財政負担がないため、町財政の健全性を維持できる
- (2)段階的な料金改定を行うことで、急激な負担を軽減できる

【デメリット】

- (1)料金算定期間において必要となる総括原価を回収できないため、適正な料金とならない
- (2)適正な収益を確保できないことで、老朽化施設の更新や耐震化が遅れる（事業の先送り）
- (3)次回改定時の料金改定率が上昇する

激変緩和措置について

③水道事業会計での措置の場合（軽減＋総括原価回収）



【メリット】

- (1)一般会計の財政負担がないため、町財政の健全性を維持できる
- (2)段階的な料金改定を行うことで、急激な負担を軽減できる
- (3)軽減する金額を料金算定期間内に水道料金で回収することになるため、必要な総括原価を確保することができる。
- (4)最終年度の料金改定率が、激変緩和措置なしと比較して高く設定されるが、次回料金改定時の改定率を低減できる

【デメリット】

- (1)必要な総括原価を確保することができるが、軽減措置年度において、事業費の調整が必要となる
- (2)料金算定期間内に一定率で改定するよりも、最終的に高い改定率となる

激変緩和措置について

2) 1月あたりの影響額（現行との比較）

①一般会計繰入の場合、②水道事業会計での措置の場合（軽減のみ）

（口径13mm、単位：円・税抜）

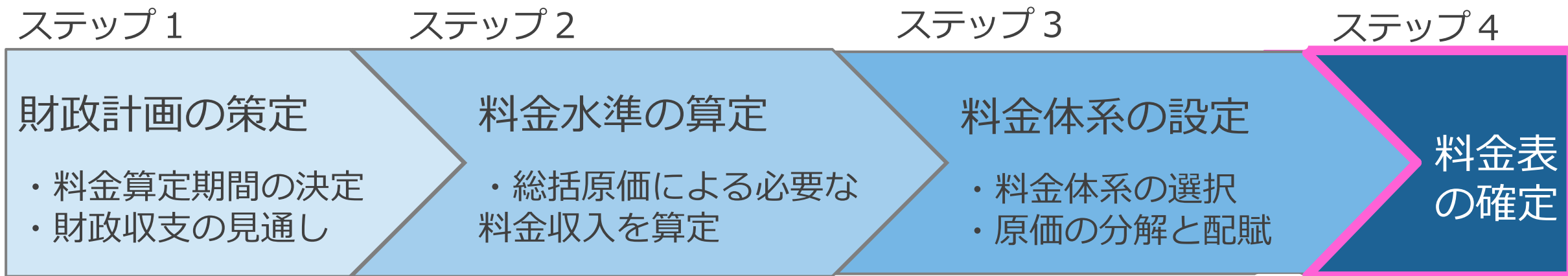
使用 水量	現行	R9		R10		R11～13		【再掲】改定案（R9～13）	
		料金 （基本+従量）	影響額	料金 （基本+従量）	影響額	料金 （基本+従量）	影響額	料金 （基本+従量）	影響額
10m ³	1,300	1,420	+120	1,470	+170	1,520	+220	1,520	+220
15m ³	2,300	2,570	+270	2,720	+420	2,820	+520	2,820	+520
20m ³	3,300	3,720	+420	3,970	+670	4,120	+820	4,120	+820

③水道事業会計での措置の場合（軽減+総括原価回収）

（口径13mm、単位：円・税抜）

使用 水量	現行	R9		R10		R11～13		【再掲】改定案（R9～13）	
		料金 （基本+従量）	影響額	料金 （基本+従量）	影響額	料金 （基本+従量）	影響額	料金 （基本+従量）	影響額
10m ³	1,300	1,420	+120	1,470	+170	1,730	+430	1,520	+220
15m ³	2,300	2,570	+270	2,720	+420	3,030	+730	2,820	+520
20m ³	3,300	3,720	+420	3,970	+670	4,330	+1,030	4,120	+820

次回審議会の内容



検討中の改定料金表

(円・税込)

口径種別	基本料金	超過料金 (1㎡につき)							
		1～10m ³	11～20m ³	21～30m ³	31～50m ³	51～70m ³	71～100m ³	101～300m ³	301m ³ 以上
13mm	1,122	55	286	319	319	363	385	429	473
20mm	1,540	55	286	319	319	363	385	429	473
25mm	1,980	55	286	319	319	363	385	429	473
30mm	2,530	55	286	319	319	363	385	429	473
40mm	4,950	55	286	319	319	363	385	429	473
50mm	6,600	55	286	319	319	363	385	429	473
75mm	11,000	55	286	319	319	363	385	429	473

